

第12回和歌山協議会の議事概要（書面開催）

1. 第11回協議会（令和元年11月22日開催）の概要について
 - （1）輸送品目別地方懇談会の設置について
 - （2）県内企業におけるホワイト物流推進運動の取組状況について
 - （3）働き方改革に関する取組状況について
2.
 - （1）令和元年度 アドバンス事業（建設資材分野、紙・パルプ分野、加工食品分野）の実施結果報告について
 - ・ 令和元年度、①建設資材分野、②紙・パルプ分野、③加工食品分野の3分野について、懇談会を立ち上げ、それぞれの懇談会の事業として実証事業（アドバンス事業）を実施
 - ①建設資材分野・・・検品・仕分作業の効率化
 - ⇒導入効果が実証された建材物流バーコードの普及拡大が望まれる。
 - さらに効率化を進めるためには電波により複数のタグ情報を一気に読み取ることができるRFID導入について検討してもよいのではないか。
 - ②紙・パルプ分野・・・リードタイムの確保、荷待ち時間の削減
 - ⇒荷主側の業務手続の改善（余裕を持った発注や荷下ろしの時間指定制）が不可欠ではあるが、併せて発注の電子化を進めることも重要であり、荷主であるメーカー側のデジタル化について他省庁とも連携しながら働きかけていくことも必要ではないか。
 - ③加工食品分野・・・混載やルート配送、荷役・検品などの効率化
 - ※新型コロナの影響により延期
 - ⇒食品加工分野での実証実験で予約システム使用台数を増やす為に、その効果を実感させることが出来れば予約システムの使用率が上がる。
 - その中に予約システム未使用車両の組み合わせ対応を円滑に行えれば待機時間の短縮になると考える。
 - （2）荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて
 - ・ 3分野（建設資材分野、紙・パルプ分野、加工食品分野）におけるガイドラインを令和2年5月29日に国土交通省・厚生労働省同時発表
 - （3）新たな実証事業（加工食品分野におけるトラック予約受付システム使用率向上）について
 - ・ コロナ禍で協議会開催が遅れているうえ、予算やマンパワーがない事から大

阪のみ事業を実施

- ・ 物流センターでの予約システムを使用した場合の待ち時間短縮効果を検証し、実運送事業者側の拘束時間の短縮効果や効率化について取り纏め
⇒今後実証する予約システムについては多種多様な業種に対応可能な汎用性の高いものを考えなくてはならない。

3. 新型コロナウイルス感染症による業界への影響について（和歌山県トラック協会） 全日本トラック協会が、全国の貨物自動車運送事業者を調査対象とし、インターネットによる調査を実施

- ・ R 2. 1 月から全都道県に緊急事態宣言が出された 5 月をピークに前年より最大▲ 1 5 %となり、令和 3 年 1 月までに徐々に回復傾向
- ・ 荷主からキャンセルされた金額については、令和 2 年 3 月が最大で平均 1, 6 8 1 万円となり、その後増減を繰り返した。

など

⇒外出自粛などを受けて宅配需要が急増しているように、トラック業界内では業績にプラスの影響が出た事業者もあるのではないかと。
規模別、業種別などで分析しても良かったのではないかと。

4. 働き方改革の取組について（和歌山労働局）

（1）労働時間等の状況

令和元年の産業別では、「運輸業・郵便業」で年間の総労働時間・所定外労働時間ともに最も長くなっている。

トラック運転者を使用する事業場に対する監督指導においては、80%以上の事業場で何らかの労働基準関係法令違反、約60%の事業場で改善基準告示違反が認められた。

（2）運送事業者向け説明会

和歌山労働局では、トラック運転者の長時間労働是正に向けて、トラック運送事業場に対する監督指導のほか、

- ①トラック運送業における適正取引推進のための荷主団体への協力要請
- ②トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの周知啓発
- ③荷主向けパンフレット「運送事業者の環境改善に向けてのお願い」の周知啓発

④運送事業者・荷主向けのセミナー・説明会などの取組を行った。

5. 令和 2 年度 和歌山県地方協議会での取組について

「標準的な運賃」の普及と「ホワイト物流推進運動」の取組状況について

（1）標準的な運賃の周知について

- ・トラックドライバーの労働時間は全産業平均より約 2 割長く、賃金は約 1 ～ 2 割低いという労働環境から人手不足であることが挙げられる。
 - ・中小零細企業が大半である運送事業は、荷主との力関係から交渉力が弱く、必要なコストに見合った対価を収受しにくい、結果として法令遵守をしながら持続的な運営が確保できない状況である。
 - ・令和 6 年度から時間外労働の上限規制が適用されることから、国土交通省が標準的な運賃を示したものです。
 - ・標準的な運賃の告示制度は令和 5 年度末までの時限措置であり、その普及に関してはセミナーの開催や一般紙への周知広告を行っているところ。
- (2) ホワイト物流推進運動の取組状況について
- ・「ホワイト物流推進運動」とは、トラック輸送の生産性向上、効率化、働きやすい職場環境の実現等を目指す運動。
 - ・荷主である企業には、「事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識していただき、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで物流の改善に取り組む。」ことを宣言していただき具体的に取組んでいくことになる。
 - ・和歌山県下での提出率は 17.2% (R2.11.30 現在) であり、今後労働時間の改善のためにはより多くの事業者がホワイト物流推進運動について賛同いただき、宣言を提出していただく必要がある。
- (3) その他和歌山協議会独自の取組について
- ・和歌山協議会独自の取組として、近畿運輸局、和歌山労働局、経済産業省、和歌山県トラック協会連名で冊子「運送事業者の環境改善に向けてのお願い」を作成し、荷主団体へ協力要請を行った。

6. その他

- (1) 取引環境・労働時間改善中央協議会の情報提供について
- (2) 自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」について

和運輸第813号

令和3年3月18日

国立大学法人和歌山大学 経済学部

辻本 勝久 殿

近畿運輸局和歌山運輸支局長

(公 印 省 略)

第12回トラック輸送における取引環境・労働時間改善和歌山協議会の
書面開催について（結果報告）

令和3年2月16日付けで依頼させていただきました、「第12回トラック輸送における取引環境・労働時間改善和歌山協議会」にかかる書面開催について、委員の皆様方におかれましては積極的なご参加ありがとうございました。頂戴したご意見および事務局の回答を別紙の通り報告いたします。

(連絡先：協議会事務局)

〒640-8404

和歌山市湊1106-4

和歌山運輸支局 輸送・監査部門 石川

TEL 073-422-2138 FAX 073-422-8310

E-mail ishikawa-k572v@mlit.go.jp

各議題における、委員からの意見及び事務局の回答について(報告)

議題1. 第11回和歌山協議会の議事概要について(和歌山運輸支局)【資料1】

委員からの意見		事務局(和歌山運輸支局)からの回答
長尾委員	消費者団体からの委員選任に係る現時点の調整状況(候補となりうる消費者団体や選任の時期の見込み等)をご教示ください。	消費者団体の委員選任につきましては、先行して大阪地方協議会(令和3年1月15日開催)で新たに消費者団体を委員に選任していますので、その状況を確認しつつ、和歌山協議会でも選任手続きを進めて参りたいと考えております。 また、取引環境・労働時間改善やホワイト物流推進運動の認知度向上のための周知方法については、引き続き効果的な周知方法を検討しながら進めて参ります。
和歌委員	昨今の労働環境でエッセンシャルワーカーとして活躍するトラック輸送の重要性について、一般の方にも認知度向上を図ることで、取引環境・労働時間改善に繋げていく必要がある。	
加茂委員	ホワイト物流推進運動の取組を理解した企業を増やす為中小企業までの広い範囲に周知することが重要だと考える。	
山口委員	消費者様の貴重なご意見が伺えることは重要であると考えます。	

議題2. 令和元年度 アドバンス事業(建設資材分野、紙・パルプ分野、加工食品分野)の実施結果報告について(近畿運輸局)【資料2】

委員からの意見		事務局(近畿運輸局)からの回答
辻本座長	導入効果が実証された建材物流バーコードの普及拡大が望まれる。建材物流以外の分野でもバーコード導入による効果は見込めないのか。紙・パルプ分野では、10時に発注量を確認して13時までに発注するという作業を、どのようにして2時間前倒しできたかの説明が欲しい。	辻本座長からご指摘頂いた紙・パルプ分野の発注作業を前倒しできた理由といたしましては、実証実験を行うにあたり所謂商習慣の見直しとして、日常業務を見直し、業務の組み換えを行うことで業務そのものの負担を増やすことなく前倒しを行いました。詳細につきましては、近畿運輸局のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。 (アドレス： https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/02_kamiparupu_houkokusho.pdf 資料2のP11～12(資料ページのP10～11)に内容の記載がございます) その他、各分野におけるアドバンス事業に関して頂きましたご意見を参考としつつ、今後の実証につなげて参りたいと思います。また、実際の導入に関する際のご意見についてもありがとうございます。
長尾委員	(1)建設資材物流の検品時間の短縮について 建材物流バーコードの普及を図ることに加え、さらに効率化を進めるためには電波により複数のタグ情報を一気に読み取ることができるRFID導入について検討してもよいのではないかと考えます。 (2)紙・パルプ(段ボール)分野のリードタイム確保について 荷主側の業務手続の改善(余裕を持った発注や荷下ろしの時間指定制)が不可欠ではあるが、併せて発注の電子化を進めることも重要であり、荷主であるメーカー側のデジタル化について他省庁とも連携しながら働きかけていくことも必要ではないかと考えます。	
和歌委員	実証実験によって数値としての負担軽減は減少していることがわかるが、実際の導入にあたっては、現場担当者からの意見聴取ヒアリングをより多く行い、予期せぬ負担増(課題)がないか慎重に確認・検証を行う必要がある。	
加茂委員	食品加工分野での実証実験で予約システム使用台数を増やす為に、その効果を実感させることが出来れば予約システムの利用率が上がる。その中に予約システム未使用車両の組み合わせ対応を円滑に行えれば待機時間の短縮になると考える。	
山口委員	予約システムは待機時間削減に有効な手段であり、弊社としても順次導入を進めております。	

◆荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインについて(近畿運輸局)【資料3】

委員からの意見		事務局(近畿運輸局)からの回答
辻本座長	家庭紙パレット共同利用研究会の取り組みを見る限り、家庭紙のパレット化は「発着荷主+レンタル業」の連携のもとで進んでいるようである。	今般、公表を行いました各分野のガイドラインに対して長時間労働の改善に向けた環境を整えやすくなるのご意見を賜り、ありがとうございます。長尾委員からご指摘いただきました荷主業界団体や荷主企業への周知につきましては、全日本トラック協会と国土交通省のホームページに掲載している状況です。 今後とも効果的な周知方法を検討しながら進めて参ります。
長尾委員	ガイドラインを策定した3分野について、県内の荷主業界団体や荷主企業への周知をどのように行ったか、又は行う予定かについてご教示ください。	
和歌委員	各分野ごとのガイドラインの策定により、現状より課題解決に向けた方向性が整備され、今後のトラック事業者の長時間労働の改善に繋がって行けばと感じている。	
加茂委員	・分野別の課題を見ると検品・仕分等の付帯作業によるものが多い。これらのデータ化をマンパワーからシステム化への移行。 ・毎日少量の出庫がある品は、データを基に数日分をまとめてケース単位・パレット単位にして出荷するシステムに変えることを検討してみたいかがか。	
山口委員	分野毎にガイドラインがあることで、荷主、運送事業者ともに、課題/対策の共有が進み共同物流などの環境も整えやすくなると思います。	
松代屋委員	長時間の待機や納品時の付帯作業などで、ドライバーの労働環境は厳しく、人材確保の問題点になっているので、このような取り組みに期待します。	
裏野委員	資料でも指摘の通り、長年の慣行で加工食品、飲料品の着荷主から契約にない荷役作業、検品に加え仕訳業務を強いられるケースがあり、荷主側の理解が不可欠です。今後もガイドラインの周知徹底をお願いします。	

◆新たな実証事業について(近畿運輸局)【資料4】

委員からの意見		事務局(近畿運輸局)からの回答
辻本座長	諸事情から大阪のみ事業実施、和歌山はその報告を受けることで了解。	今回の実証事業につきましては初荷主・着荷主共に限定された状況ではございますが、各委員から頂いたご意見をもとに、予約利用率を向上する方法を含め今後の実証事業について検討を進めて参ります。
和歌委員	実証事業はこれからであるが、業務効率化に向けて今後実証する予約システムについては多種多様な業種に対応可能な汎用性の高いものを考えなくてはならない。	
加茂委員	予約システムの問題点・課題である、予約することで到着時間が制約され、予約時間に到着できるかドライバーのプレッシャーとなる部分。遅くなる車、早くなる車で到着時間の報告を受けることで調整等細かな対応が予約利用率を上げると考える。	

◆議題2全般を通じて

委員からの意見		事務局(近畿運輸局)からの回答
辻本座長	「2. 予約システム導入後の状況」を読む限り、予約システム導入で待機時間が短縮されることは既に実証されているとも言えるので、「トラック予約受付システムの利用率向上」の実証事業のほうに力点を置くのが良いと考える。	辻本座長ご指摘のとおり、今後は実際に待機時間を短縮することができる予約受付システムの利用率向上が主な課題となっております。また、加茂委員ご指摘のようにシステム化を行うにあたっては多額の費用が必要であることも認識しております。 今後ドライバーの待機時間短縮に向けては、頂いたご意見を踏まえて対応を検討いたします。
加茂委員	マンパワーが必要な仕訳・検品等の付帯作業の部分をデータ化、システム化による改善が拘束時間の短縮になる。それには投資(補助金等)が必要ではないか。	

議題3. 新型コロナウイルス感染症による業界への影響について(和歌山県トラック協会)【資料5】

委員からの意見		事務局(和歌山県トラック協会)からの回答
辻本座長	運送収入、資金繰りとも最悪期は脱しつつあるようである。外出自粛などを受けて宅配需要が急増しているように、トラック業界内では業績にプラスの影響が出た事業者もあるのではないかと。規模別、業種別などで分析しても良かったのではないかと。	座長のご指摘のようにスーパーなどの食料品を輸送する事業者等は、外食の減少により自宅での食事が増え輸送量もアップしている事業者もごさいます。 本調査は、全日本トラック協会が経営危機に直面している中小企業を対象に実施した調査で規模別等の分類がありませんでしたが、ご指摘の通り規模別・輸送品目別等の調査は必要であると思われます。
長尾委員	回答のあった運送事業者の規模(資本金、従業員数、保有車両台数等)及び和歌山県内運送事業者の状況についてご教示いただければありがたいです。	和歌山県の事業者に対しても調査を実施しましたが、回答数が少なく参考資料としては使えなかったため、今回は全日本トラック協会が全国的に調査した調査を使用しているため、規模別や和歌山県のデータだけを抜き出すことが出来ませんでした。
加茂委員	状況によっては自助努力だけではなく、支援の活用を積極的に促すことが必要ではないかと思う。	委員ご指摘のとおり、トラック運送業界の輸送量等は荷主企業の景気に左右されトラック運送業界だけの自助努力だけではどうすることも出来ないため、国や都道府県等に支援を活用することは重要だと思われます。 しかしながら、運行計画が数日前でないと決まらない事業者も多く、雇用調整助成金等は製造業の様に計画的にドライバー等を休ませられないため活用し辛い面もあり、更なる改善を求めたいと考えております。
山口委員	運送事業者各社様には、コロナ禍の中、1年を通して安全安心な物流業務をおこなっていただき感謝申し上げます。引き続き国の手厚いご支援を期待しております。	ご理解・ご協力を賜り有難うございます。 労働時間の短縮は荷主企業様のご協力なくしては実現出来ませんので、引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。
松代屋委員	売上げが減り、ドライバーの稼働給が下がっている。どうしても人との接触が避けられない仕事であるが、厳しい状況は続いているので、救済策は続けてもらいたいです。	トラックドライバーは事務職が行っているテレワーク等の感染防止策の実施は不可能であります。各社の努力によりドライバーへの感染はあまり報告されておらず。感染対策への費用も増加しておりますので、支援策の活用を促していきたいと考えております。
龍田委員	特になし 時短や有給休暇で対応している	委員ののところのように荷主の協力並びに自助努力で対応出来る事業者はまだまだ少なく、荷主企業の理解と協力を得て、業界全体が労働時間短縮を進められるよう行政等の指導・支援を得て一層努力して参ります。
裏野委員	業界への影響については特段ありませんが、コロナ感染によるトラックドライバーへの誹謗中傷や差別などが報告されています。和歌山県では昨年条例が施行されていますが、撲滅に向けて情報発信をお願いします。	ドライバーやその家族に対する誹謗中傷は、四国の小学校の児童の父親が長距離ドライバーで感染多発都道府県に運行していることで学校に登校しないようにとの意味の発言が教師からあった報道を受け、当県より全日本トラック協会に文部科学省に抗議を行うよう依頼すると共に当県運送業者が他府県の運送業者と協力し抗議活動を実施した結果、国土交通省を通じ文部科学省に抗議してもらった経緯が御座います。 今後も我々トラック運送業者は医療関係者と同様にコロナ禍でも国民の生活と経済活動を守るためにドライバーは日夜頑張っていることをマスメディアを通じて発信して行きたいと考えております。

議題4. 働き方改革の取組について(和歌山労働局)【資料6】

◆トラック運転者の長時間労働の改善のために、より効果的に荷主対策を推進するために必要な施策や取組に関してのご意見

委員からの意見		事務局(和歌山労働局)からの回答
辻本座長	新型コロナ対策の中で、オンラインでのセミナーや説明会などの開催環境が整ってきているので、活用してはどうか。録画しておいて都合の良いときに視聴してもらうような方法もあるのではないかと。	
長尾委員	県内の荷主企業への周知・広報については、労働局との連携に加え、商工会議所や経営者協会といった県内の経済団体や地域の金融機関と連携したセミナーの開催等も効果的ではないかと考えます。	和歌山労働局では、令和3年度以降も法制度等の周知や荷主企業の理解・協力の促進に向けたセミナー・説明会を開催することとしており、今後の開催に当たっては、HPでの公開や荷主企業の参加拡大についても検討してまいります。なお、令和元年に開催した「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間短縮に向けたセミナー」については、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」で動画を公開しており、視聴が可能となっております。
和歌委員	セミナーに参加するのは、運送業界に対し理解のある企業であると思われるが、それ以外の層に向けたアプローチ方法も検討する必要がある。	
原委員	荷主にとっては業務効率化、経費削減などのメリットがあることを説明することは有益だと思います。	
加茂委員	・予約システム・パレット荷役等の導入、RFIDによる検品時間の短縮の実施にはコストが掛かる。 ・中小企業には導入費用を補助も検討が必要。 ・この取り組みで運転者の労働時間が短縮となっても、運賃の減額とならない規制が必要。	また、和歌山県における働き方改革の推進に関しては、「和歌山働き方改革推進協議会」において政労使団体と幅広く意見交換を行うだけでなく、地域の金融機関とも包括連携協定を締結し、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者への「働き方改革支援助成金」等の支援策の周知協力やセミナーの共催を行ってきたところです。
山口委員	・定期的(1回/月)に荷主と運送事業者が話し合いの場を持つこと ・荷主社内における運送環境改善活動の情報共有	和歌山労働局では、いただいたご意見も踏まえて周知方法等を工夫しながら、引き続き、荷主企業の理解と協力を促進するための取組を積極的に進めてまいります。
松代屋委員	待機時間の長い荷主には、料金を収受できるような制度を検討できないでしょうか。	
龍田委員	徐々にではあるが、時間指定や車両の待機については、荷主側も理解協力が見られる。	
裏野委員	荷主に向けても運送業界の実情を知ってもらえるよう、運送事業者同様、経営団体に呼び掛け説明会を開催し、周知されるようお願いいたします。	
オブザーバー 宮路氏	引き続き、運送事業者・荷主向けのセミナー・説明会等を開催し、理解の醸成を図ることが必要。	

◆議題4全般を通じて

委員からの意見		事務局(和歌山労働局)からの回答
辻本座長	お取り組み有り難うございます。「日経テレコン21」で全国紙・地方紙・専門紙を一括全文検索したところ、キャンペーン月間であったはずの2020年11月1日～30日に「しわ寄せ防止」で4件しかヒットしませんでした。広報の工夫がもう少し必要なのかも知れません。	<p>大企業・親事業者による下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止の取組については、令和元年6月に策定された総合対策に基づき、キャンペーン月間を通じた周知、大企業や経営者団体への働きかけ、関係機関における情報提供・通報などを行ってきたところです。</p> <p>また、中小企業等において賃金不払いや違法な長時間労働等の労働基準関係法令違反が認められた場合には、親事業者等による下請法違反行為の有無について確認のうえ、該当事案を関係機関へ通報することとしており、引き続き、通報制度の適正な運営にも努めてまいります。</p> <p>しわ寄せ防止キャンペーン月間については、3回目となる令和3年11月も継続して実施することとしており、より効果的な周知方法も検討しつつ、取組の定着に向けて積極的な周知広報等に努めてまいります。</p>
加茂委員	下請等中小事業者への「しわ寄せ防止キャンペーン」は重要、継続願います。	
山口委員	・運送事業者側から荷主へ「何でも言える、相談できる風土づくり」が重要 ・時間外手当、高速料金の支援拡大	
龍田委員	大企業では相当理解が進んでいるが、同業者である大手元請会社が下請に対してコスト面等厳しい。多層構造が問題と思われる。	
裏野委員	悪質業者の社名の公表などのペナルティの強化に向けて取り組まれるようお願いいたします。	
西野委員	近畿経済産業局におきましても引き続き労働局等と連携して「しわ寄せ」防止のための周知を図って参りますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。	

議題5. 令和2年度 和歌山県地方協議会での取組について(和歌山運輸支局)

◆標準的な運賃の告示制度をより効果的に周知・理解を深めるための方法に関するご意見

委員からの意見		事務局(和歌山運輸支局)からの回答
辻本座長	「トラック 標準的な運賃」で検索してサイトを見たが、荷主の理解を深めるためには、なぜこの運賃になるのかの解説が必要ではないか。	<p>標準的な運賃につきましては、セミナー等では運賃算出に関する計算方法等ご案内しているところですが、サイトには記載できていないのが現状です。</p> <p>今後、頂いたご意見をもとに、標準的な運賃への理解をさらに深めるための方法を検討いたします。また、各委員のご協力をいただきながら周知をしてまいりたいと考えております。</p>
原委員	中央会も機関紙の発行しており、周知広告について協力させていただきます。	
山口委員	テレビ、新聞等のメディアにて、セミナー内容・課題を伝えることが効果的だと考えます。	
松代屋委員	業界自体が、弱めと感じます。エッセンシャルワーカーと言われるようになりましたが、待遇は程遠いので、少しでも業界の地位を上げてゆくようにしてもらいたい。	
龍田委員	元請である大手同業者は、自社に悪影響が無い限り、一次下請に無理を言ってくる。元請会社は一次下請にホワイト会社を指定し、一次下請には良好でない条件で請負わせ、二次下請を活用の上、安い単価で仕事を請負わされる。	
裏野委員	今後とも取り組み強化をお願いします。	

◆標準的な運賃の告示制度に対する意見及び標準的な運賃全般を通じて

委員からの意見		事務局(和歌山運輸支局)からの回答
辻本座長	ぜひ普及すべきです。一方、標準的な運賃はあくまで「目安」を示すものであり、価格競争を抑える機能には限界があるようにも思います。	<p>標準的な運賃の告示制度につきましては令和5年度末までの時限措置であり、令和6年度から時間外労働の上限規制も始まることから適正な料金収受に向けて引き続き働きかけを行ってまいります。</p> <p>事務局としましては、頂いたご意見をもとに、運送事業者様、荷主企業様双方に対し、運転者の労働環境の改善のためにも適正な運賃の収受が必要である旨を今後も説明し、理解を得るよう努めて参ります。</p> <p>また、表現方法は是正に関するご意見につきましては対応を検討いたします。</p>
和歌委員	標準的な運賃の告示制度について、ドライバーの労働条件を全産業の平均的水準に改善するための運賃交渉の後ろ盾として活用していくことができると考える。	
加茂委員	運転者の労働条件と雇用を守るためにも、高速道路利用料・フェリー運賃等の請求が出来る状況を整える。	
山口委員	下請け、孫請けの協力会社さんが標準運賃を授受できるよう、真の実態調査をおこなうことが、改善への入り口かと考えます。	
龍田委員	標準的な運賃は、現在コロナ不況でほとんど相手にして頂けていないし、中小業者は元請や荷主と交渉する事すら出来ないのが現状です。	
裏野委員	通販の広告に見られる「送料無料」などの表現は物流事業の価値を貶める表現のように思われます。表現方法は是正を通販、放送業界へ要請願います。	

◆今後、ホワイト物流推進運動を推進するにあたり必要だと思われること【資料8】

委員からの意見		事務局(和歌山運輸支局)からの回答
辻本座長	行動経済学のナッジ理論を勉強するなど、荷主の行動を変えさせるための技術を高めようか。	<p>ホワイト物流推進運動につきましてはトラック輸送の生産性向上を目指すため荷主企業様に宣言していただき具体的に取り組んでいく運動ではございますが、改善には取引先や物流事業者様と協力して行っていただく必要がございます。</p> <p>事務局としましては、頂いたご意見をもとに、荷主団体様に対してあらゆる機会を通じてホワイト物流推進運動を理解していただけるよう努め、参加率を高める方法について検討いたします。</p>
長尾委員	すでに参加要請済みの上場企業等及び今後周知文書を発出する予定である荷主企業に対して、文書の送付ではなく、訪問やオンラインを活用した面談などにより制度主旨や参加要請を直接行うことが、より荷主に理解を深め、参加率を高めることにつながるのではないかと考えます。	
和歌委員	ホワイト物流推進運動に関して、コロナ禍で消費者のネット購入が増え、配送業の負担が増加していることは、報道でも話題になってきている。これを契機として物流業界の問題についても消費者側の理解をさらに深めることも必要である。	
原委員	あらゆる機会を通じてPRを行い理解を深めて頂くことに尽きると思います。	
加茂委員	・トラック運転者の雇用確保が出来る待遇の改善を進める ・適正運賃の収受につなげる	
山口委員	・パス予約システム導入による待機時間の削減 ・モーダルシフト、中継輸送の積極活用	
松代屋委員	インセンティブがなければ、進みにくいと思います。	
龍田委員	時短をしたりする事によってホワイト物流を目指したい業者は沢山存在する。但し、経営の安定こそホワイト物流の基であるが、現状では元請の締めつけが厳しく、ホワイト物流推進の阻害となっている。多層構造の改善と元請の良識ある判断が必要。	
裏野委員	荷主である各企業にもメリットがある事を理解してもらえるように事業団体へ告知願います。	
オブザーバー 宮路氏	資料にあるとおり、引き続き各荷主団体に対して説明を行っていくことが重要と考えます。	

◆議題5全般を通じて

委員からの意見		事務局(和歌山運輸支局)からの回答
辻本座長	ご尽力有り難うございます。紙の冊子だけだと、どこかにしまい込まれてしまいがちですので電子化したものを県トラック協会サイトの「お知らせ」ページにアップする等されてはどうでしょうか。	和歌山県地方協議会の取組として、ホワイト物流推進運動等の周知について活動を行っているところで、大手荷主様については理解を頂いている一方で未だ参画企業は少ない状況にあります。 辻本座長からご提案のありました、冊子を電子化したものを和歌山県トラック協会サイトの「お知らせ」ページにアップすることにつきましては、反映いたします。 今後につきましては、多くの企業に参加いただけるようお願いをもち、事務局内で相談しながら対応できることを検討いたします。
加茂委員	地道な活動で、荷主企業等の理解を深めることが重要と考える。	
山口委員	モーダルシフト、中継輸送にしても荷主だけの対応は難しいため、行政側のご支援、仲介等あれば、進めやすくなると思います。	
龍田委員	特になし(但し、大手荷主は理解が進んでいると思われる)	
裏野委員	今後取り組みの強化をお願いします。	
西野委員	近畿経済産業局におきましても引き続き運輸局等と連携してホワイト物流推進運動への参画について周知を図って参りますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。	

議題6. その他

◆取引環境・労働時間改善中央協議会の情報提供について【資料9】

委員からの意見		事務局(近畿運輸局)からの回答
辻本座長	情報提供有り難うございます。	重点課題として取り組んで頂いている委員もいる中で、事務局としては引き続き皆様へ情報提供を行って参ります。
加茂委員	健全な事業活動を行ううえで、重要な指標・課題・問題点の情報提供で方向性の確認改善につなげることができる。	
山口委員	ホワイト物流推進、長時間労働環境改善は、弊社の重点課題として取り組んでおります。	

◆時間外労働上限規制の自動車運転者への適用と改善基準告示の改正(予定)に向けて、法令の周知啓発を効果的に行うにあたって、必要な取組や改善していく点についてのご意見

委員からの意見		事務局(和歌山労働局)からの回答
辻本座長	全国的に整いつつあるオンライン環境を活用すべきと思います。	トラック運転者の労働時間等の実態については、改善基準告示の改正に向けて厚生労働省で実施した令和2年の実態調査(書面調査)結果を今後取りまとめることとしています。 和歌山労働局では、令和3年度も引き続き、各労働基準監督署に設置している「労働時間相談・支援コーナー」における中小事業者等への相談・支援に加えて、委託事業により「和歌山働き方改革推進支援センター」を運営し、労務管理の専門家による無料の電話・事業場訪問を通じて、働き方改革に取り組むための具体的な対応等についての支援を行ってまいります。 また、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」の運営や周知広報など、荷主や消費者の共通理解を進めるための取組についても、関係機関と連携しながら進めてまいります。
長尾委員	法令の内容を周知するのはもちろん最重要事項ですが、時間外労働の上限規制の適用に備えて、業務体制の見直しやドライバーの確保など、各運送事業者が直面する具体的な課題と対応策について相談しアドバイスを受けられる身近な窓口があるとよいのではないのでしょうか。	
和歌委員	トラックドライバーの多様な勤務実態など業務の特性等を踏まえ、全国のドライバーの労働時間等の実情をヒアリング調査等で把握する必要がある。	
加茂委員	・積み込み時間の短縮で、運行時間に余裕の持てる体制を発荷主が作る。 ・無理な納期等、安全な運行を阻害する指示を行わないよう規制する。	
山口委員	自動車運転者への法令規制等を分かりやすくまとめた小冊子などがあればと思います。	
龍田委員	実運送業者と実荷主が、本音で実情を解決する為の話合いが必要と考える。利用運送法について一考する必要がある。	
裏野委員	業界の特性とは言え、一般則(他の業界)との格差がある事を理解してもらえるように願います。	

◆自動車運送事業のための「働きやすい職場認証制度」について【資料10】

委員からの意見		事務局(近畿運輸局)からの回答
辻本座長	1つ星から2つ星、3つ星へとランクアップをする際、再度の審査料・登録料が必要になるのか。また、登録の有効期間は何年で、切り替え時には再度の審査料・登録料が発生するのか。以上のことが資料からは読み取れませんでした。	辻本座長からご指摘頂いた件につきまして、初年度は有効期間を原則2年間としており、今年5月にHPで公表される登録分は2023年6月末までの有効期限となります。 なお、来年度以降に認定する場合に期間をどうするかについては検討中ですが、金額については現時点では未定です。ただし、今後の制度設計につきましては草案の段階のものであり、決定事項ではない旨ご承知おき下さい。 次に、松代屋委員からのご指摘につきましては、ホワイト物流推進運動と働きやすい職場認証制度につきましては、互いに働きやすい職場環境の実現を目指すものではありませんが、特にホワイト物流認証制度につきましては取引先と物流事業者の相互理解と協力のもとで物流の改善に自主的に取り組むことを目的としていることに対し、働きやすい職場認証制度につきましては第三者機関が運送事業者の運転者の労働条件や労働環境を評価し、労働者が自動車運転者を職業の選択しやすいようハローワークと連携するということで、違いがございます。 今後、申請率向上に向けて頂いたご意見をもとに取り組みを検討いたします。費用の補助に関するご意見につきましては、事務局内で情報を共有いたします。
長尾委員	当該制度は開始したばかりでまだ認知度が低く、そのために申請率も低いのだと思いますが、認証・登録手数料が少し高額である一方、現時点では認証・登録のメリットが見えにくいように感じられます。このことも申請率が低い(和歌山支局管内1.4%)一因ではないでしょうか。事業者にとってメリットとして強く感じるものをはっきりと打ち出していないとなかなか申請率は伸びていかないのではないのでしょうか。	
高瀬委員	県(労働政策課)でも、働きやすい職場づくりに取り組まれている企業様を紹介するウェブサイト「わかやま働き方改革応援サイト「Happy Worker」」を運営しております。随時、掲載企業様を募集しておりますので、人材募集等にご活用いただけますよう、ご案内いたします。(URL: http://happy-worker.jp/)	
和歌委員	働きやすい職場認証制度について、職場環境改善に向けた取り組みの「見える化」を図り求職者のイメージ刷新し、運送事業のドライバー不足を解消する手段として今後活用するには運送事業者だけでなく広く一般に制度が認知される必要があると考える。	
加茂委員	・職場認証制度により、職場環境の改善目標が出来て、一つ星から三つ星までのランク付けが励みになると考える。 ・18歳以上で雇用し準中型免許を取得させる場合、費用の一部分を補助(補助を受け免許取得した者が、一定期間を経過せず退職した場合は返納する[条件付き]等)を、ご検討頂きたい。	
松代屋委員	ホワイト認証制度と働きやすい職場認証制度のすみわけがよく理解できていません。	
裏野委員	認証された事業者に対してのインセンティブ、ボーナスの制度の拡充策をお願いします。	

◆本協議会全般を通じて

委員からの意見		事務局(和歌山運輸支局)からの回答
辻本座長	特になし。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。	<p>今回の協議会につきましてはコロナ禍ということもあり初めて書面での開催となりました。委員の皆様方におかれましてはご多用の中多くの意見を賜り、まことにありがとうございます。</p> <p>次年度以降の開催方法につきましては、長尾委員・山口委員からもご指摘いただきましたが、引き続きコロナの影響を考慮しながら、環境に左右されることなく皆様に参加できるような開催方法について検討いたします。</p> <p>また、山本委員ご指摘のように昨今の情勢下において働き方改革を実現させていくことには大変な困難が伴うものと認識しております。事務局としましては、運送事業者が適正な運賃を収受すること等が働き方改革への一助になるものと考えておりますので、引き続き周知活動を含めできることを検討し、努めて参ります。</p>
長尾委員	コロナ禍における感染予防の観点から、書面による協議会を開催となり、事務局におかれては、各資料の要点説明の作成などの工夫をしていただきありがとうございました。ただ、今後はできればオンライン開催についてご検討いただければ幸いです。事務局のご説明に対してリアルタイムで質問させていただくことができますし、各委員のご意見もリアルタイムで共有できることで、より有意義勝率的な会議となるのではないかと存じます。	
小川委員	今年度初めて和歌山協議会の委員に就任させて頂きました。和歌山協議会の議題及び資料等を拝見させて頂きましたが勉強不足、知識不足のため、今回におきましての意見等につきましては、全てにおきまして「特に意見はございません。」とさせて頂きました。大変申し訳ございませんがよろしくお願いいたします。	
山本委員	コロナの影響(議題3)と働き方改革の取組(議題4)を併せて運営するのは困難が伴います。トラック輸送業者へのバックアップを宜しくお願いします。	
加茂委員	議題・問題点が多く、改善には荷主、下請企業(大企業、中小企業)の全てが意識を変えて、それぞれに期限を決めて着実な取組みが必要と考える。	
山口委員	今後もコロナ禍により、会場に集まった協議会開催は難しいと思われれます。リモート環境での開催を、ご検討お願い致します。	
龍田委員	実荷主の良識ある意見と行動、実運送業者の良識ある意見と行動、元請(大手同業者、利用運送業者)の良識をしっかりと把握し、今後に活かして頂きたい。 ※問題は、元請業者と利用運送業者の在り方と考える。	
西野委員	・経済産業省では、取引環境改善の取組の一環として令和2年5月から事業者の皆様へ「パートナーシップ構築宣言」を行っていただくようお願いしています。 ・これは「ホワイト物流推進運動」を参考に開始したもので、現在全国で約940社が宣言を行っていますが、関西ではまだ80社程度という状況であり、引き続き本取組へのご協力をお願いいたします。 ◆参考URL https://www.biz-partnership.jp/index.html	

辻本座長まとめ

委員のみなさまにおかれましては書面審議への積極的なご参加ありがとうございました。お陰様で非常にたくさんのご意見を頂戴することができました。また、事務局には説明のわかりやすさ・感染予防・参加のしやすさの3点が鼎立する開催方法を工夫頂き、ありがとうございました。今回の協議会のまとめを次のようにさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

- ・消費者団体の本協議会委員への選任手続きを進めて頂きたい
- ・取引環境・労働時間改善やホワイト物流推進運動、関連するガイドラインについて、効果的な認知度向上策を講じて頂きたい
- ・令和元年度の建設資材分野、紙・パルプ分野、加工食品分野におけるアドバンス事業を活かし、各分野の改善につなげて頂きたい
- ・新たな実証事業については、本協議会の意見も参考にしながら大阪府で進めて頂き、結果をお知らせ頂きたい
- ・ドライバーの待機時間短縮について、本協議会の意見を踏まえて対応を検討頂きたい
- ・新型コロナウイルス感染症による業界への影響について、業界の自助努力や荷主の協力に加え、誹謗中傷対策を含む公的支援の継続と活用が望まれる
- ・長時間労働改善のための荷主対策や、「しわ寄せ防止キャンペーン」については、協議会で出た意見も踏まえて周知方法等を工夫しながら、関係機関連携継続の上で引き続き推進頂きたい
- ・標準的な運賃への理解促進と周知向上や、ホワイト物流推進運動について、協議会で出た意見を参考に引き続き取り組んで頂きたい
- ・時間外労働上限規制の自動車運転者への適用と改善基準告示の改正や「働きやすい職場認証制度」について、協議会で出た意見を参考に取り組んで頂きたい
- ・本協議会の今後の開催方法については、引き続きコロナの影響を考慮しながら、全委員が環境に左右されることなく参加でき、かつ効果的な議論が展開できるよう、工夫をお願いしたい